平成２４年（フ）第４１４号
北海道稚内市港３丁目７番５号
破産者　新出　浩之
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５０号
釧路市桜ケ岡５丁目７番４号
破産者　竹川　敬子
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１３２号
青森市大字浜田字玉川213番地２　小泉アパート２号、開始決定時の住所青森市妙見３丁目１番20号
破産者　工藤　敏雄
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
盛岡市永井18地割142番地１　小笠原貸家、旧住所盛岡市山岸字外山岸74番地15
破産者　川野　行男
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２５５号
盛岡市永井18地割142番地１　小笠原貸家、旧住所盛岡市山岸字外山岸74番地15
破産者　川野　信子
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第５７号
福島県会津若松市五月町218番地　ＷＥＬＬ．Ａ301号、前住所福島県会津若松市一箕町大字八幡字牛ケ墓137番地の10
破産者　渡部　末子
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２１５０号
横浜市港北区菊名５丁目９番19号　ハイツミキ202号
破産者　炭竈　昭憲
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３号
新潟県新発田市新栄町１丁目６番４号
破産者　芳野　俊明
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１２８号
新潟県胎内市塩沢279番地　救護施設ひまわり荘
破産者　星野　　進
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第７０号
石川県鹿島郡中能登町一青ふ部13番地１、従前の住所石川県七尾市南ケ丘町48番地61
破産者　堀　　征信
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第３８９号
静岡県沼津市下香貫楊原616番地の121
破産者　持田　　**隆**
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４４６号
静岡県浜松市西区入野町1001番地　Ｉ・Ｃコーポ彦尾406
破産者　鳥居　宏一
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
奈良県天理市田部町525番地６　新田部アパート５号、申立時の住所奈良県天理市三島町575番地
破産者　松田化粧品店、松田和本店こと　松田　修造
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２２５号
奈良県天理市田部町525番地６　新田部アパート５号、申立時の住所奈良県天理市三島町575番地
破産者　松田　妙子
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３９７号
奈良県天理市川原城町265番地
破産者　宮下　　茂
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２９２号
香川県高松市田村町946番地２、開始時の住所香川県高松市由良町637番地２
破産者　山下　　学
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２６７号
福岡県久留米市野中町928番地２
破産者　長郷　宏信
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１１号
福岡県久留米市善導寺町飯田754番地10
破産者　宮崎　　巖
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２０７号
長崎県長崎市江川町83番地２
破産者　石井　武夫
1　決定年月日　平成25年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係